

令和2年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： 道路事業の管理に関する財務事務の執行について

所管部局名 土木部

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	ページ*	内容	
1	道路管理者(知事)の公示義務について	指摘	131	県が令和元年度に締結した兼用工作物に関する管理協定について公示していなかったのは、担当者の法律の理解不足と道路保全課内のチェック機能の欠如によるものである。 このことから、兼用工作物だけでなく、他の公示義務がある項目についても公示が行われていないものがある可能性がある。公示が必要な項目の職員への周知を徹底したうえで、公示漏れという想定されるリスクに対する統制(コントロール)方法を設定する必要がある。	道路法上、公示の義務が必要な項目のリストを作成し、道路法に則って行う事務が発生した場合、リストを起案者が決裁に添付し、複数職員の確認が行える体制を整えた。
1	長寿命化修繕計画について	意見	42	重要部分に共通する内容が多い現行の長寿命化修繕計画は、理解の容易さや誤解の回避及び扱いやすさの観点から、「道路施設長寿命化修繕計画」として1つにまとめたほうがよいと思われる。	各施設ごとに作成した長寿命化修繕計画は、「福井県公共施設等総合管理計画」において道路施設として1つにまとめ記載した。
8	移管による道路の廃止に関する公示について	意見	58	公示は、記載の簡潔さを求められる。しかし、一般県民がその内容を理解できないものであってはならない。 道路の区域変更の場合、旧道引き受けの確約を行った市町村名や移管を行った結果(県管理道路の区域変更により、県は道路管理者ではなくなったこと)などを明示して、区域変更の具体的内容を明らかにすべきである。	旧道移管の区域変更の告示を行う場合、県報掲載内容文の延長(単位:メートル)の右に備考欄を設け、「旧道移管」と記載することとした。
10	総合評価落札方式により入札を行っている場合の「基準価格」について	意見	67	制限価格以上か否かというファクターは評価値の中に織り込み済みであることを考慮すれば、誤った落札判定をしてしまうリスクを排除するという上でもシステム帳票「開札結果」における「制限価格以上」欄は不要と考える。	制限価格以上欄について、削除または「×」の表記変更等のシステム改修を行った。

※ページは「令和2年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	ページ※	内容	
13	契約書の記載事項について	意見	73	契約書の重要記載事項である前払金については、契約の安定性および前払金支払限度額超過リスク排除の観点から、請負者による手書きを求めるのではなく、他の記載事項と同様に印字すべきであり、製本についても県側で行うべきであるとする。	前払金の手書きされた契約書に関しては、法令上、当初から双方が合意して記載した内容であれば、有効な契約であるとされている。また、どちらが製本すべきかについては法令上の規定はない。 しかし、手書きの記載については、追加記載したのではないかの疑念が生じる可能性もあるため、契約書書式改正による改善を行った。
14	変更理由書の記載方法について	意見	76	変更理由書の記載方法を統一し、必要事項の記載が漏れの内容にするために、部内あるいは課内で決定し、ルールとして文書化すべきである。 同時に、変更理由書の様式の見直しが望まれる。特に、「当該変更の該当条文」欄と「変更設計額の請負額に対する比率」欄、「増減額の設計変更額に対する比率」欄を設け、その記載方法についてルール化すべきである。 そのうえで、「理由」欄において、より一層の具体的な記載が望まれる。	変更理由の記載方法統一に向け、「記載方法を含めた運用の文書化」、「変更理由書の様式の見直し」、「変更理由の具体的な記載」において、公共工事行政情報システム改修を行った。
15	適切な施設台帳による正確な工事予算の見積りについて	意見	77	正確な工事予算の見積りや適切な施設の維持管理を可能にするため、現在進めているSIMPLEによる施設台帳のシステム化をできるだけ早く完了することが望まれる。	令和2年度にSIMPLEによる法定点検施設のシステム化対応を完了した。標識や照明施設等においても、令和4年3月にシステム化が完了した。
16	台帳の様式の統一について	意見	80	旧様式の台帳と新様式の台帳が混在している。台帳の様式の統一は、道路施設を効率的・計画的な維持管理を図ることを目的としているのであるから、すべての旧様式の台帳のデータを新様式の台帳のデータに移し替えるのが望ましい。	各施設の定期点検実施時に、新様式へ移行することとした。
18	点検の計画及び実施について	意見	83	「最優先で点検すべき橋梁」と判断し内部決定しているなら、その趣旨に合った計画を立て実行すべきである。すなわち、1巡5年度のうち少なくとも3年度目までですべて点検を実施するか、あるいは、当該橋梁の点検1巡の Spann を3年とか4年に短くすべきである。	最優先で点検すべき橋梁について、サイクルスパンの短縮化を行った。

※ページは「令和2年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	ページ※	内容	
20	点検した施設の措置の実施について	意見	87	福井県は、点検施設について判定区分がⅣのものはないが、ⅡやⅢは多く、他の都道府県・政令市等と比べて、道路の老朽化が進んでいるといえる。この老朽化が進んでいる施設に対して、2巡目も1巡目と同様に早期の適切な措置を実施することが望まれる。	2巡目の点検結果に対しても1巡目と同様に適切な措置を実施する。
22	街路樹の選定に関する資料について	意見	90	街路樹は、その植樹の場所の状況及び周囲や他の場所の街路樹とのバランスなどにより、その場所にふさわしい樹種が異なってくる。マニュアルにおける樹種選定時の検討事項10項目について検討した結果及び選定過程や選定理由が明らかにした資料の作成・保存を徹底すべきである。	新規植樹のみならず植え替えや補植についても樹種選定の検討を行い、資料作成・保存を徹底した。
23	「道路占用許可および占用料徴収物件一覧」における記載ミスについて	意見	93	「道路占用許可および占用料徴収物件一覧」において、「徴収区分」欄に「一部免除」と記載すべきところを「徴収」と記載するミスが1件発見された。軽微なミスであり、このミスが他に影響をおよぼすことはないと思われる。しかし、このようにミスが残っているということは入力した本人のチェックや他の人のチェックが行われていないということであろう。内部統制上、何らかのチェックが入る方法を設定するのが望ましい。	占用許可の決裁をとる際に、占用物件の徴収区分、占用料、免除根拠および減免措置基準について、記載ミスのないように複数職員で確認することとした。
24	「道路占用許可および占用料徴収物件一覧」における減免措置の根拠の記載について	意見	94	「道路占用許可および占用料徴収物件一覧」及び他の関連資料におけるこの「免除根拠」の欄には、明確化のため及び上記1)のようなミスを回避するため、「福井県道路占用料徴収条例」における減免措置基準のどの項目に該当するかを最下位の階層まで記載するのが望ましい。	免除根拠および減免措置基準については、占用許可の決裁時に複数職員で確認し、免除根拠の正確性を確認することとした。
31	福井県道路公社解散処理の説明責任について	意見	116	福井県道路公社は令和4年9月末をもって解散が決まっている。公社のこれまでの活動や債務超過に陥った経緯、県の長期貸付の返済・処理方法等について県民への説明責任を果たすことが重要である。	福井県道路公社解散については、地方道路公社法第34条に基づき、令和4年2月議会において議案として上程した。これまでの活動や債務超過に陥った経緯、県の長期貸付金の返済・処理方法等について説明し、議決されたところである。

※ページは「令和2年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	ページ※	内容	
26	公共事業等評価委員会における県事務局の対応について（その1）	意見	101	事業担当部局からの詳細な説明を省く場合において評価委員会のメンバーに事前説明がなされている場合は、公共事業等評価委員会の議事録の中にその旨を記載するのが望ましい。	委員会において説明を省略する場合において、評価委員会のメンバーに事前説明を実施している事項については、その旨を議事録に記載することとした。
27	公共事業等評価委員会における県事務局の対応について（その2）	意見	103	再評価制度に際しての公共事業等評価委員会において、対象事業の費用対効果が著しく変動しているのであれば、県事務局は公共事業等評価委員会において計算根拠等の変更を説明することが望ましい。	対象事業の費用対効果が著しく変動した事業は、委員会において計算根拠等の説明を行った。

※ページは「令和2年度包括外部監査の結果報告書」ページ